

入院を契機にせん妄を来した高齢患者に対する運転再開の取り組み

桔梗ヶ原病院

園原和樹

【目的】道路交通法により「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」により自動車運転に際して注意をすべき疾患・症状が明確化した一方で、運転可否の判断については現場の医療従事者にゆだねられている。今回、入院を契機にせん妄状態となった高齢患者に対して運転再開の取り組みを行ったので報告する。

【経過】上行結腸癌およびショック状態で前医に入院となった70歳、男性。経過中にせん妄に対して精神科より抗精神薬が処方された。患者より運転再開の希望あり、抗精神薬の中止後に運転適性の評価を行う方針とした。発症後77日目に抗精神薬の内服を中止したが、せん妄の再発はなかった。発症後86日目から105日目にかけてドライブシミュレーターによる運転能力の訓練と評価を行い、運転再開が可能と判断した。発症後106日目に免許センターにて運転適性ありと判断され、発症後109日目に自宅退院した。

【考察】せん妄を発症し、その後向精神病薬が投与されるような状態は、自動車運転の再開そのものが不可能になってしまうケースが多いと考えられる。向精神病薬を中止し、運転再開ができたことは、今後の高齢者運転を考えるうえで重要な一例と考えられた。